

下記の内容を確認していただき、裏面のチェックシートを活用してください。なお、裏面のチェックシートは、判断手順を明確にするため、参考を示したものであり、判断基準はあくまでも下記の内容となります。

軽度者にかかる指定居宅（介護予防）福祉用具貸与について

<算定の可否の判断基準>※ 国の算定に関する留意事項の該当箇所を一部加工したもの

要支援者及び要介護1の者（以下「軽度者」という。）の福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対しては原則として算定できません。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、軽度者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できません。しかし、軽度者にあっても、第95号告示第25号のイで定める状態像に該当するものについては、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目については、福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとなっています。

- ア 原則として別表の定めるところにより、要介護認定の認定調査における基本調査の直近の結果を活用して、その要否を判断する。
- イ 車いす及び車いす付属品について「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」、移動用リフトについて「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。
- ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議を通じた適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。
- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイ（別表）に該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイ（別表）に該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態変化）
- iii) 疾病その他の原因により、身体の重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25号のイ（別表）に該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

【注】カッコ内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆にカッコ内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場

合もありうる。